



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～



発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人
 大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F
 東京事務所:東京都千代田区神田司町二丁目2番地12 神田司町ビル3F

(TEL)06-6210-1270
 (TEL)03-3525-8282
 HP:http://task-legal.or.jp



★今号のTOPIC★ 個人診療所の承継について

ドクターが開設する個人診療所を、第三者に承継する場合、管理者変更手続きをすればよいでしょうか？また、承継に際して診療科目や診療時間等を変更しても問題はないでしょうか？承継を検討されているドクターの中には、こうした疑問をお持ちの方も多いのではないかと思います。

今号では個人診療所を承継する際の手続きや注意事項についてご説明致します。

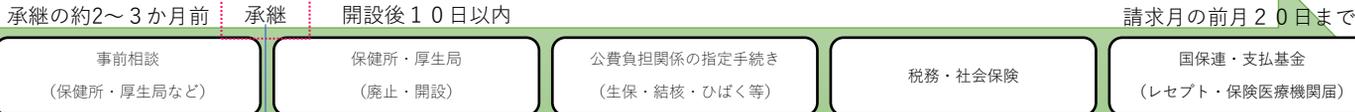


【1. 必要となる手続き】

◎管理者変更届で承継手続きはできません。『廃止・開設』の手続きが必要です

個人診療所を承継するには、保健所や厚生局での廃止・開設手続きのほか、国保連や支払基金でのレセプト請求の届出・保険医療機関届、公費負担関係の届出（生活保護法・結核予防法など）等、開業時と同じ手続きが改めて必要となります。また、税務や社会保険、各種業者（リース・診療所建物・レセコン等）との契約名義の変更手続きも必要となります。

下記は、個人診療所を承継する場合の一般的な手続きの流れです。



※診療所の所在地によって、手続きの順序や時期が異なる場合があります。

【2. 個人診療所を承継する際の注意点】

①医療機関コードが変わります。

上記のとおり、承継は「廃止・開設」の手続きを踏みます。そのため、承継後の診療所には新しい医療機関コードが付与されます。医療機関コードを承継することはできません。

②遡及指定を受けられるか、管轄の地方厚生局へ事前に相談しましょう。

承継後も空白期間なく保険診療を継続するためには、廃止と開設の間に1日の空白もあけず、従来からの患者を引き続き診療できる体制を維持する必要があります。

保険診療の遡及指定を希望される場合は、要件に該当するか否か、事前に管轄の地方厚生局に相談しましょう。

③診療科目や診療時間の大幅な変更（削減）は注意が必要です。

承継に伴って、診療科目や診療時間を大幅に減らす場合は、遡及指定の要件を満たさないおそれがあるため注意が必要です。また、診療科目が大幅に変更となる場合も同様です。従来からの患者を引き続き診療できない可能性があるためです。承継後に診る事ができなくなる患者を承継前に他院へ引き継ぐ等の工夫が必要になります。

④法人化のタイミングとの兼ね合いも検討しましょう。（親子承継の場合）

個人の診療所が医療法人へ組織変更する場合、個人診療所としての一定期間の開業実績を必要とする行政があります。承継をした場合は、承継した診療所の開業実績で判断されることとなりますので、親子承継で早い時期の法人化を希望される場合は、承継前に医療法人を設立し、法人化後に承継することを検討するのがよいでしょう。

⑤余裕を持ったスケジュールの作成

診療所を承継するためには、上記1で記載のとおり、短期間の間に様々な行政手続きをする必要があります。また、遡及指定を受けるか否か、法人化を優先させるか等、今後の経営にも影響する様々な検討事項があります。承継をお考えのドクターは、余裕を持って専門家に相談されることをお勧め致します。

【承継者が医療法人の場合】

今回は、個人診療所を個人が承継する際の手続きについて解説致しました。承継者が医療法人等の場合は、承継する医療法人側で、定款変更や登記等の手続きも追加で発生します。

※詳しくは弊所HPに掲載のVol.24「医療法人の分院開設について」をご覧ください。



より詳しくお知りになりたい場合は、タスク行政書士法人までお問合せください！

次号の予告TOPIC「相続登記の義務化について」

